

第1章 はじめに

方針策定の背景

(1) 国際的な潮流

20世紀における急速な科学技術の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人々の生活を破壊し、多くの人命を奪うとともに、人類社会の未来に大きな脅威を与えることになりました。

この反省から、1948年(昭和23年)12月10日の第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択され、「人権の尊重が平和の基礎である」ことが表明されました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、国際人権規約をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの採択や、国際婦人年、国際障害者年などの取り組みとして、具現化が進められてきました。

しかしながら、世界各地では依然として、人種、民族、宗教等の対立による地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いています。このような中、1993年(平成5年)にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、翌、1994年(平成6年)の第49回国連総会において、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国において国内行動計画が策定されることになりました。

さらに、2004年(平成16年)の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう、「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」を2005年(平成17年)から開始することが決議されました。

(2) 国内の動向

我が国では、1947年(昭和22年)にすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法が施行され、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。

これを踏まえ、1969年(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて様々な取り組みが実施されました。その後、2002年(平成14年)に法の期限切れを迎え特別対策は終了することになりましたが、1996年(平成8年)に「地域改善対策協議会」から意見具申が出されており、特別対策期限後の同和問題の解決に向けた今後の一層の取り組みについて基本的なあり方が示されています。

「人権教育のための国連10年」については、国連の決議を受けて、1997年(平成9

年)に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、人権教育・啓発のあり方や人権侵害の被害者救済のあり方などについて検討していた人権擁護推進審議会の答申に基づき、2000年(平成12年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行されました。

この法律には、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること及び、国は施策を総合的にかつ計画的に推進するために基本的な計画を策定しなければならないことが規定されています。

これに基づき、国では2002年(平成14年)3月に、同法に基づく国の基本計画が示されました。

(3) 本県の動向

本県においても、1999年(平成11年)2月に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画が策定され、これまで県行動計画に基づき、人権文化の創造をめざし、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策が実施されました。その後、2005年(平成17年)に「人権教育・啓発推進法」に基づき、県行動計画を継承した新たな指針として、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、取り組みを進めています。

(4) 本市の取り組み

本市においても、2000年(平成12年)3月に、「人権教育のための国連10年」日向市行動計画を策定し、この計画を人権教育及び人権啓発分野における基本計画として位置づけ、学校・家庭・地域・職域などあらゆる場における人権教育・啓発を通して、市民一人ひとりの人権が真に尊重される日向市の実現をめざした取り組みを、市民の皆さんとともに積極的に推進してきました。

また、2007年(平成19年)3月に策定された「新しい日向市総合計画」(2007年～2016年度)においても、人権教育・啓発を学校や家庭、地域社会などが一体となって取り組むべき重要な課題として位置づけています。

そのような中で、人権意識の向上に向け一定の成果は認められましたが、現在も差別や偏見による様々な人権侵害が発生しているほか、人権問題も多様化、複雑化してきており、このような人権問題を取り巻く社会情勢の変化に対応することが求められてきています。

用語の解説

1

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるものとした条約で1979年(昭和54年)の第34回国連総会で採択されました。

2

(児童の権利に関する条約)

世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進をめざした条約で1989年(平成元年)の第44回国連総会で採択されました。

第2章 方針策定の目的 ～人権のまちづくりをめざして～

21世紀は「人権の世紀」といわれています。市民一人ひとりが尊重され、「誰もが安心して幸せに暮らすことができる社会を築いていくこと(人権のまちづくり)」が求められ、本市においてもあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできました。

しかしながら、高齢化、国際化、高度情報化が進む中、同和問題をはじめとして、子どもや障がいのある人、高齢者、女性に対する人権侵害など、より対応の強化が求められている一方、インターネットを悪用した人権侵害など新たに対応すべき課題も生じています。

このような課題を解決するためには、暮らしの中に人権を尊重する考えを根付かせること、社会の隅々まで習慣として定着させること、すなわち「人権文化」を構築していくことが必要です。

また、国内外の人権教育・啓発に向けた取り組みの動向からも、一層の人権教育・啓発の推進が必要となっています。

そのため、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や企業・地域団体等の活動展開などが必要であり、これらを総合的かつ効果的に推進するため「日向市人権教育・啓発推進方針」を策定しました。

用語の解説

3

(人権文化)

人権文化とは、一人ひとりが「何かあった時に考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人々の中に広がっていくような社会のあり方をいいます。

第3章 方針の性格

- 1 この方針は、「人権教育・啓発推進法」及びこれに基づく国・県の計画を踏まえるとともに、本市議会の「⁴人権尊重都市宣言に関する決議(1997年(平成9年)9月18日)」の趣旨を尊重したものであり、本市が今後取り組むべき人権教育・啓発について、基本方針を明らかにし、具体的な施策の方向性を示すものです。
- 2 この方針は、これまでの「人権教育のための国連10年」日向市行動計画を継承し、市政の推進にあたっては、すべての部局が連携しながら、全庁的に取り組みを進めます。
- 3 この方針は、関係機関をはじめ、企業、各種団体等においても、この方針を踏まえた自主的な人権教育・啓発の取り組みが展開されるよう期待するものであり、その取り組みの支援を図るものです。

用語の解説

4

(人権尊重都市宣言に関する決議)

決議

人権尊重都市宣言に関する決議

人間は生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ人間として生きていく権利を有している。しかし現実を見たとき、歴史的流れや社会のしくみなどにより、基本的人権はなお完全に保証されず、人権侵害の事実があとをたたない。

本市においては、人権尊重の大切さを訴えながら、すべての差別を許さないまちづくりをめざしている。

このような中、国においては、昨年12月17日に「人権擁護施策推進法」が成立し、差別解消のための教育・啓発の推進に関しては二年以内に、人権侵害に対する救済に関しては五年をめどに法的措置を含む方策を打ち出すこととされているが、部落差別解消のための何らかの法的措置が講じられるよう国に働きかけるとともに、人権問題に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組むことが求められている。

その実現は、市をあげてのたゆまない日常的な取り組みを通してこそ達成されるものであると確信する。

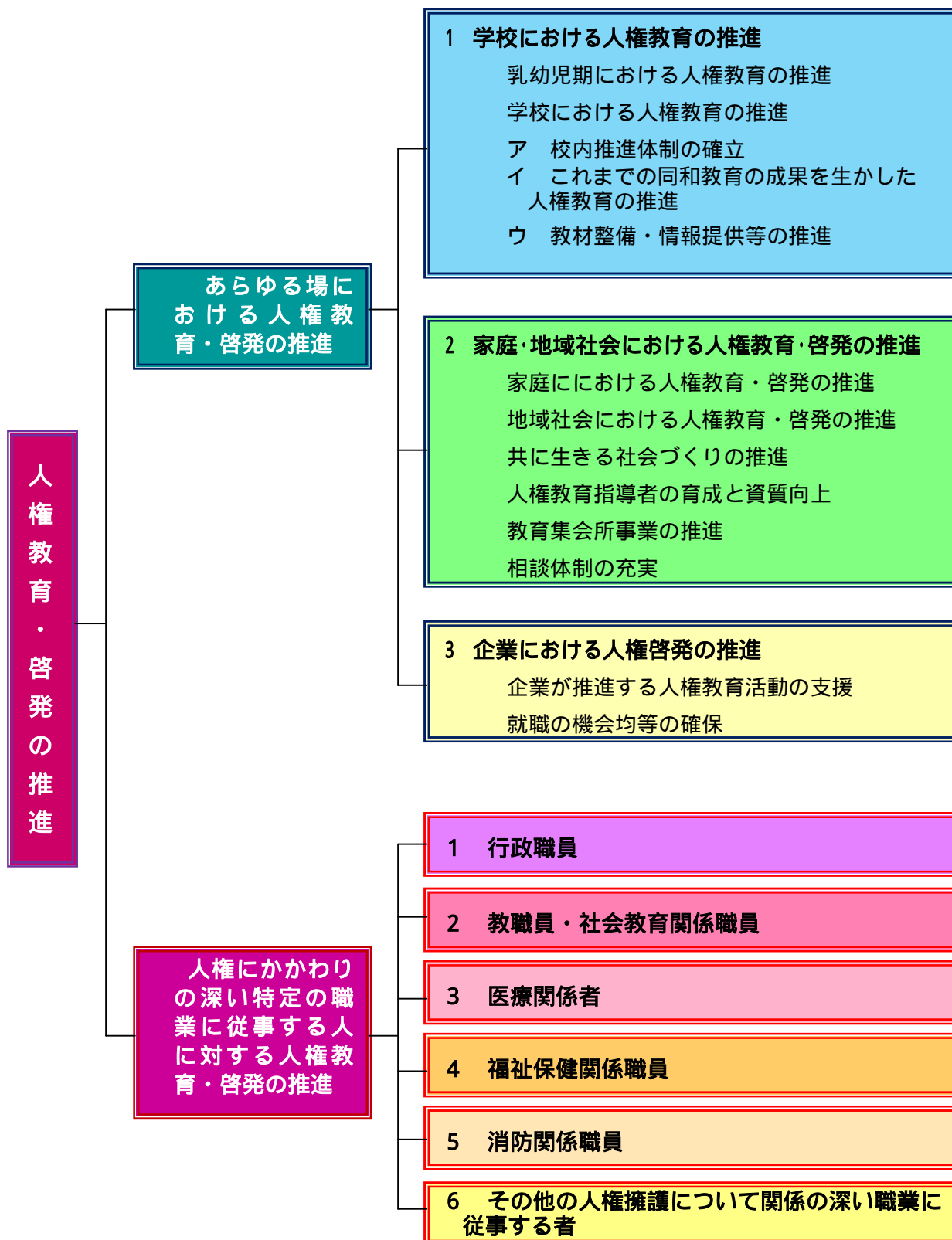
よって、私たちは基本的人権の大切さを認識し、それを尊重していく活動を日常的に進めることを確認し、人権を守り自由と公正を守る明るく住みよい日向市を実現するため、ここにあらゆる差別を撤廃し、「人権尊重都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

平成9年9月18日

日向市議会

日向市人権教育・啓発推進方針施策体系



第4章 人権教育・啓発の推進

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことをめざして、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

1 学校における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校・幼稚園・保育園において、子どもが人権尊重の精神や豊かな人間性などを身につけることは、きわめて大切なことです。そのため、就学前教育・学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ、人権尊重の意識を高めるための教育が積極的に行われています。

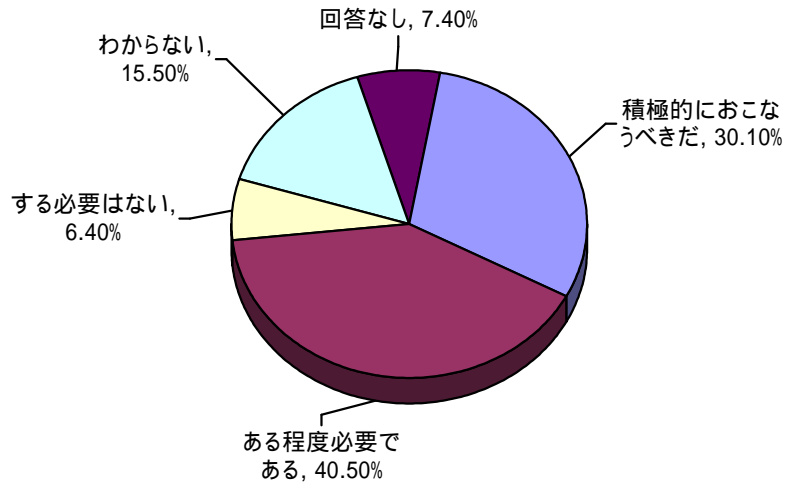
しかしながら、学校等をめぐる状況を見ると、一方では賤称語による差別発言や校内暴力、いじめ、不登校等の人権に関わる問題が発生するなど指導等のあり方が問われ、教職員自身についても、一層の人権意識の向上に向けた取り組みが課題として指摘されています。

本市では、「日向市同和教育基本方針」を定め、同和問題をはじめとする人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神と実践的態度高揚を図ることを目標に掲げ、学校全体を通じて、人権教育を推進していますが、更に充実を図ることが重要な課題となっています。

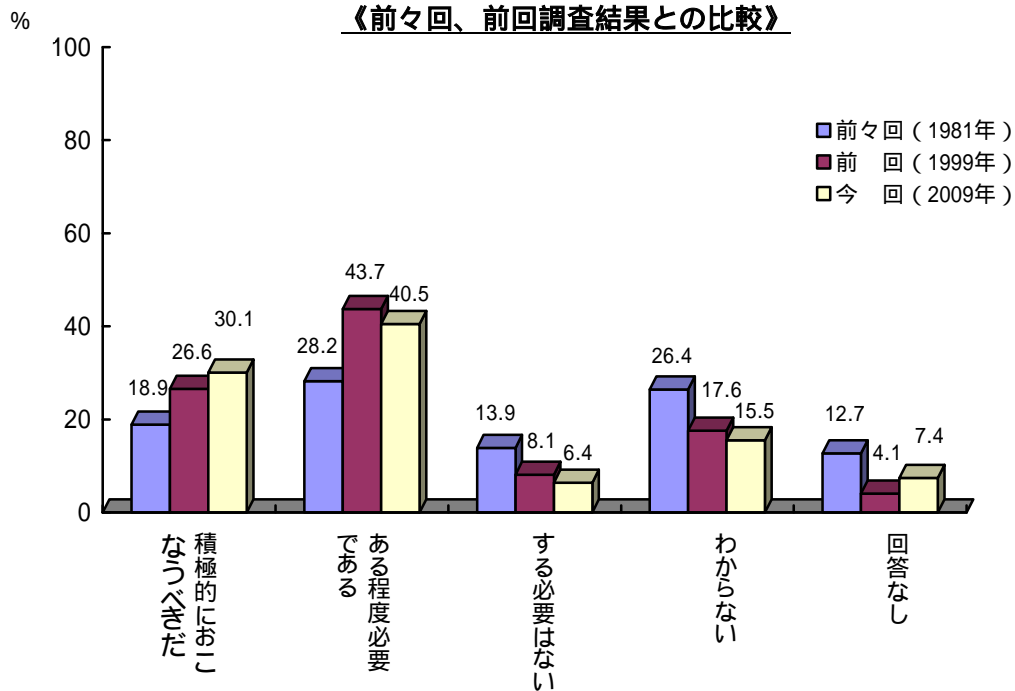
2009年度「人権・同和問題に関するアンケート調査」結果にみる市民の意識

問. 県や日向市では、小学校、中学校、高校の各学校で人権・同和教育をおこなっています。

〈あなたは、このことについてどう考えますか。〉



〈前々回、前回調査結果との比較〉



「積極的にこなすべきだ」あるいは「ある程度必要である」と答えた人を合わせると 70.6%となり、市民の多くが学校現場での人権・同和教育の必要性を認めている。

(2) 施策の方向性

乳幼児期における人権教育の推進

乳幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われるような重要な時期であるとの認識に立ち、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心など、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育の推進に努めます。

学校における人権教育の推進

児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じて、学校教育活動全体を通して同和教育をはじめとする様々な人権問題について理解を促し、一人ひとりを大切にされた教育を推進します。

ア 校内推進体制の確立

全ての教育活動を通して、人権尊重の精神の育成に努めるとともに、人権に配慮した教育指導を行うために、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制の確立を図ります。

イ これまでの同和教育の成果を生かした人権教育の推進

これまでの「差別の現実に学ぶ」という同和教育の中で積み上げられた成果と手法をもとに、差別に気づき、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない児童生徒の育成に努めます。

ウ 教材整備・情報提供等の推進

日向市学校人権・同和教育推進協議会を中心として、科学的・合理的なものの見方や考え方を育て、不合理な差別・人権侵害を排除していくための効果的な学習教材の情報収集や調査研究、授業実践研修会の開催に取り組みます。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

家庭

家庭は、親子のふれあいを通して、生命の尊重など人権の重要性を学んだり、基本的な生活習慣や社会性を身につける場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。

しかし、近年、社会の都市化、核家族化、少子化の進行などに伴う家庭環境の変化により、家庭における教育力が低下しており、子どもの親に対する暴力、親の子どもに対する虐待などの人権問題が生じています。

本市では、家庭教育の重要性を啓発するとともに、親の学習機会の拡充や相談支援体制の充実等に努めています。

今後とも、家庭が持つ本来の教育機能の向上を更に図ることが必要です。

地域社会

地域社会は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっています。そこに暮らす人々の生き方や姿勢は互いに影響し合い、子どもたちの人権意識の形成に大きな影響を与えます。

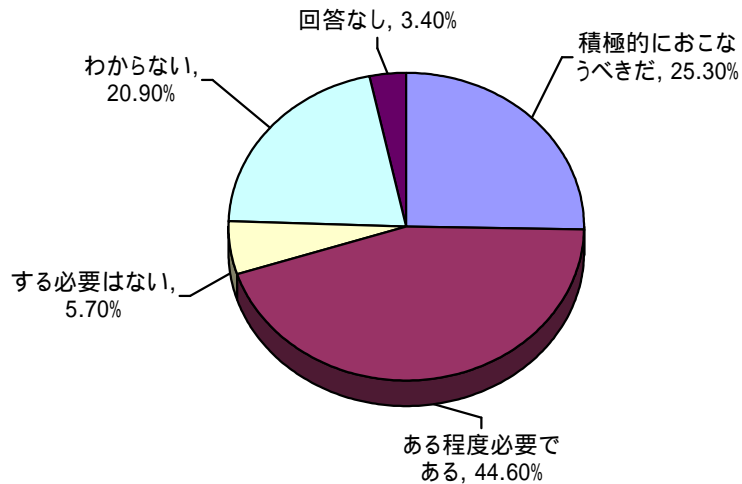
本市では、公民館や集会所などの社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会の提供を行うとともに、人権・同和問題啓発資料の作成・配布や講演会の開催等を通して人権教育・啓発の推進を図っています。

今後とも、知識伝達型の講義形式の学習に偏ることなく、学習内容や方法を創意工夫し、地域社会全体として人権尊重の意識を高め、日常生活において実践的な人権感覚を培っていくことが必要です。

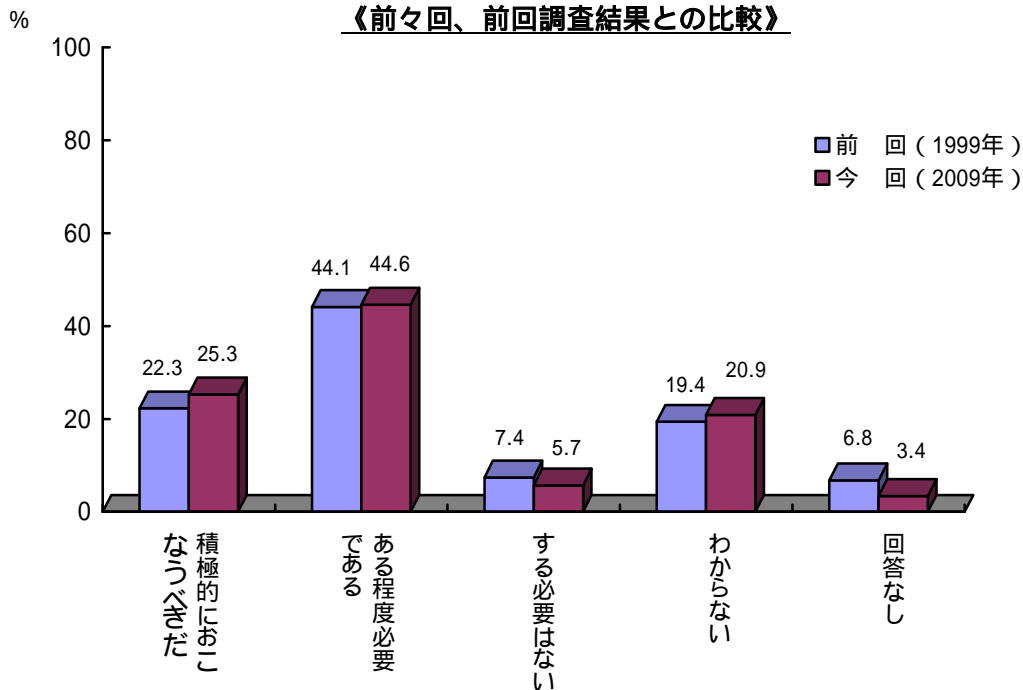
2009年度「人権・同和問題に関するアンケート調査」結果にみる市民の意識

問. 県や日向市では、日向市同和教育研究大会をはじめ、同和問題市民講演会や人権について考える市民の集い、人権講座等を開催しています。

〈あなたは、このことについてどう考えますか。〉



〈前々回、前回調査結果との比較〉



「積極的にいこなうべきだ」あるいは「ある程度必要である」と答えた人を合わせると69.9%となり、市民の多くが社会啓発の必要性を認めている。

(2) 施策の方向性

家庭における人権教育・啓発の推進

家庭教育はすべての教育の出発点であり、特に、保護者自身が偏見を持たず、差別しないことなどを日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であることから、家庭教育学級等において保護者への学習機会や情報提供の充実を図ります。

地域社会における人権教育・啓発の推進

人権問題啓発資料の作成・配布、「人権啓発強調月間」や「人権週間」などに合わせて講演会、人権コンサート、パネル展を開催するなどの多様な啓発活動を行い、人権尊重の理念の普及に努めます。

また、自治公民館での人権に関する出前講座など、多様な学習機会の充実を図ります。更に、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流の機会の充実を図ります。

共に生きる社会づくりの推進

すべての人が性別や年齢、障がいの有無に関係なく等しく人としての権利をもち、個性や違いを認め合いながら、地域社会に参加、参画できるように、地域の中での人と人とのつながりを大切にし、支えあい、共に生きる地域社会づくりを推進します。

人権教育指導者の育成と資質向上

人権教育指導者に対する研修・講座を計画的に実施するとともに、その内容・方法を創意工夫し、資質の向上を図ります。

教育集会所事業の推進

教育集会所においては、同和地区の子どもたちの進路を保障し、差別に負けない子どもたちを育てるために、解放子ども会事業を進めるとともに、地域の人々を対象とした各種講座の開設に努めます。

相談体制の充実

家庭・地域社会における日常生活、教育、子育てなど多様な相談に、各種相談機関の連携のもと、相談者にしっかり向き合える相談体制の充実を図ります。

3 企業における人権啓発の推進

(1) 現状と課題

1975年(昭和50年)に発覚した「部落地名総鑑」事件を契機として、同和問題の解決のための企業の社会的責任が強く叫ばれるようになり、現在の「公正採用選考人権啓発推進制度」が設けられました。今日では、企業も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考えが定着し、その社会的責任や社会貢献が重視されていることから、企業には人権問題についての従業員研修の積極的な参加・協力など、人権意識のさらなる高揚のための取り組みが期待されています。

本市においては、人権問題の取り組みとして、1983年(昭和58年)11月に、現在の日向市人権・同和問題啓発推進協議会が結成され、産業経済団体部門には47団体が加入しています。企業等においては、社内研修や本市が開催する講演会・人権講座などへの参加を通じて人権啓発が推進され、さらに身元調査お断り運動への協力による人権啓発の取り組みも推進されています。

(2) 施策の方向性

企業が推進する人権教育活動の支援

事業者やそこで働く人々の人権意識を深めることが、企業の社会的責任であるとともに、企業の安定的な成長にもつながるという見地から、企業が推進する人権教育活動を支援します。

また、人権問題に係る各種学習会の開催にあたっては、関係機関、団体を通じて、学習内容などの情報を常に提供するとともに参加についても積極的に働きかけます。

就職の機会均等の確保

企業の従業員採用にあたっては、統一応募用紙やJIS規格の履歴書に公正な採用選考や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の趣旨に沿った雇用の機会均等や就労の安定がさらに図られるよう関係機関や団体と連携して啓発に努めます。

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、次に掲げる人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対して重点的に人権教育・啓発に関する研修等の取り組みが必要です。

1 行政職員

人権に配慮した行政を推進するためには、行政職員は常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。特に、市職員は、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう研修を更に充実させるとともに、職員の人権意識の高揚に努めます。

2 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、児童生徒の発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、体験型の学習を取り入れるなど研修内容の工夫改善を行い、教職員の資質向上と指導力の強化に努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくような研修等の充実を努めます。

3 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

4 福祉保健関係職員

ホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、ケースワーカー、民生委員児童員、保健師、家庭児童相談員、母子相談員、社会福祉施設職員等の福祉保健関係者は、介護業務や生活相談などに直接関わっていることから、プライバシーや人権尊重に十分

配慮した行動が求められています。このため、福祉施設等に対し、各職場や養成機関での人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

5 消防関係職員

消防関係職員は、市民の生命及び財産を守るために、火災や急病・事故等あらゆる災害において人命に関わる職務を遂行します。被害者や疾病者の人権への十分な配慮が必要であり、消防関係職員の人権意識の高揚に向け、人権問題研修の一層の充実を図ります。

6 その他の人権擁護について関係の深い職業に従事する者

職務上の人権擁護についての理解と認識が必要とされる市議会議員、各種行政委員、審議会委員などに対する人権教育の推進を働きかけます。また、報道関係者の自主的な人権教育の取り組みを期待します。

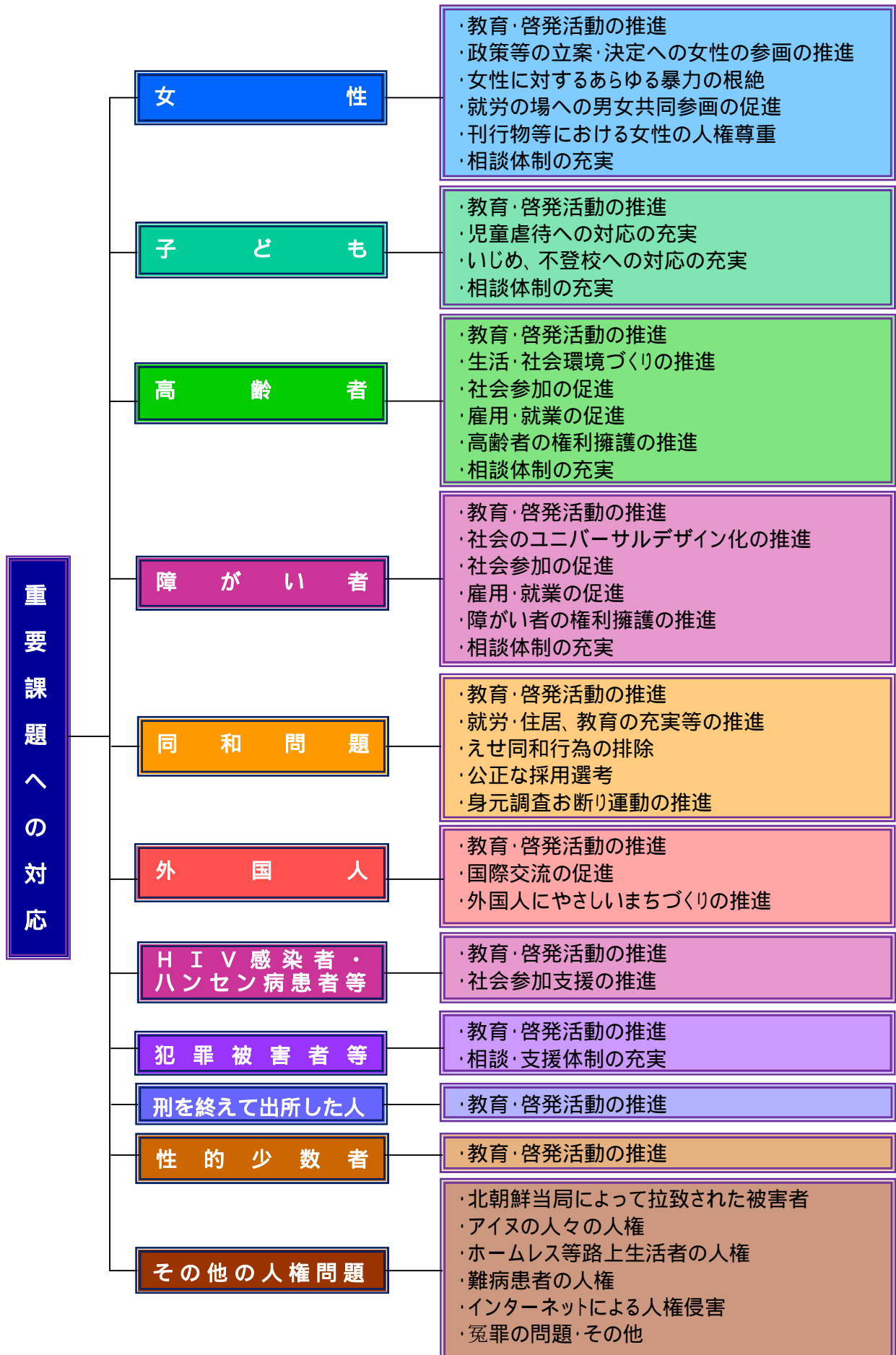
用語の解説

5

(インフォームド・コンセント)

医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分にかつ、分かりやすく説明をし、そのうえで治療の同意を得ることをいいます。

第5章 重要課題への対応



第5章 重要課題への対応

1 女性

(1) 現状と課題

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等を規定しています。しかし、現実には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。

また、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力等が社会的に問題になるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっており、1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、女性差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催など、様々な取り組みが国際的な規模で行なわれています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取り組みが進められてきており、1999年(平成11年)6月には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、女性に対する暴力に関しては、2000年(平成12年)11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規正法)」が、2001年(平成13年)10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。なお、DV防止法については、2004年(平成16年)12月に、被害者保護の充実を図るための改正法が施行されています。

2009年(平成21年)4月現在の本市の人口は64,499人で、うち女性は33,822人で、人口の52.4%を占めています。

本市においては、1997年(平成9年)に「日向市女性基本計画」(1996～2000年度)を策定し、女性問題に関する市民の意識高揚を図るとともに、日向市男女共同社会づくり推進ルーム「さくら館」を開設しました。

2001年(平成13年)には、「日向市女性基本計画」を見直し発展させた「日向市男女共同参画プラン」(2001～2005年度)を策定し、本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能をさらに強化・充実させるため、「さくら館」を現在の日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」として移転し、相談事業を開始するなどの新しい取り組みを始めました。

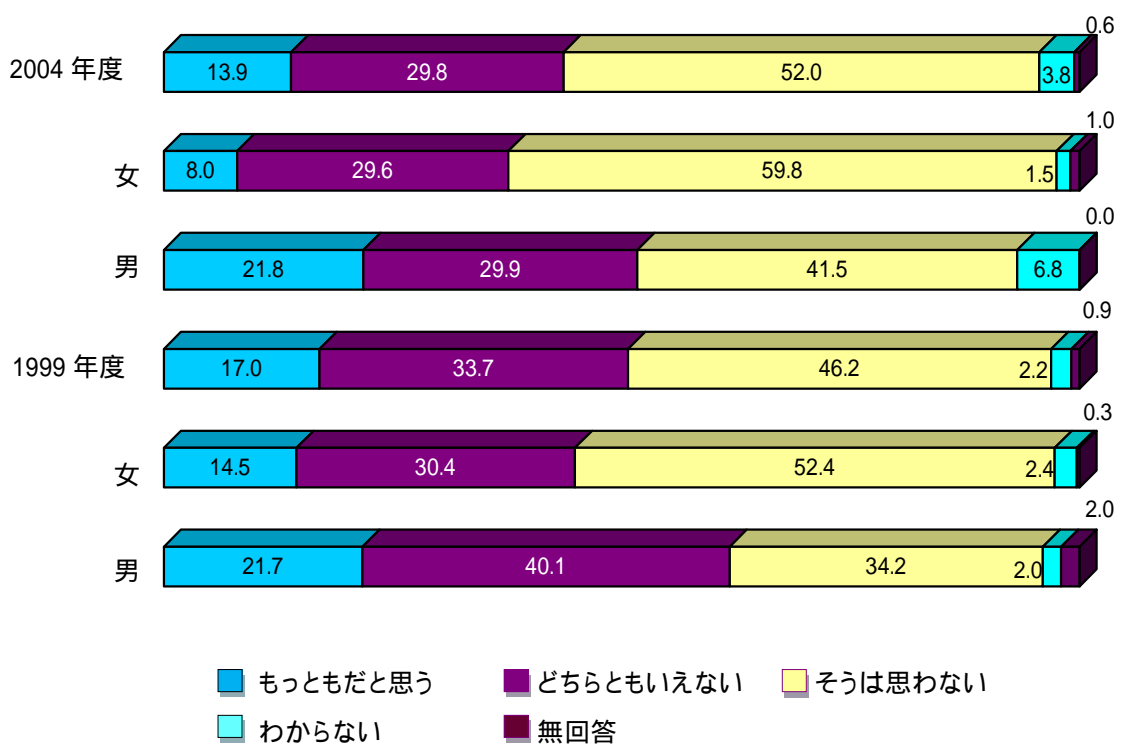
その後、2007年(平成19年)に「第3次日向市男女共同参画プラン」(2007～2011年度)を策定し、2008年(平成20年)2月に「日向市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、市民、事業所、団体、地域、行政等が一体となった取り組みを推進しています。

男女共同参画社会の実現に向けては、各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因になっています。

男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図るとともに、今後、より一層積極的な施策の推進が求められています。こうした動向を踏まえ、以下の取り組みを推進します。

(市民意識調査結果にみる市民の意識)

「男は仕事、女は家庭」という考え方について(%)



(資料：日向市市民意識調査 2004 年 10 月調査)

調査実施主体 日向市男女共同参画社会づくり懇話会

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

性別による役割分担意識の是正に向けて、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせるため、情報誌の発行、啓発イベントや各種講座の実施、市職員研修、出前講座や企業内人権問題研修会の充実など、学校、家庭、地域社会のあらゆる分野において男女平等を推進するための教育・啓発活動に取り組みます。

政策等の立案・決定への女性の参画の推進

あらゆる分野において、性別役割分担を見直すための意識啓発や女性の能力開発や人材の育成を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではないという認識を広めるために、あらゆる場で研修や広報啓発活動を推進します。

また、関係機関との連携強化、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

就労の場への男女共同参画の促進

女性が性別により差別されることなく、かつ、母性が尊重され充実した職業生活を営むことができるよう、「男女雇用機会均等法」の周知を図るとともに、労働者の就労条件や仕事と子育て・介護の両立を支援する雇用環境の整備についての広報、啓発を促進します。

刊行物等における女性の人権尊重

広報・啓発冊子等において、性別役割分担意識にとらわれない表現を促進するとともに、¹⁰性の商品化などが女性の人権を侵害している現状を認識し、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を向上させるための取り組みを進めます。

相談体制の充実

女性に対する暴力や就労の場における性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決を支援するため、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」や市の各種相談機関（家庭児童相談、母子自立支援等）において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行なうとともに、国や県などの関係相談機関等との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

用語の解説

6

(固定的な性別役割分担意識)

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割や責任を固定化してしまうという概念をいいます。性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ能力や個性、適性などの違いとは関係なく性別で固定化してしまい、多様な自己実現意欲や生き方や働き方を制約し、女性の経済的自立や男性の生活レベルでの自立、精神的自立を阻害する原因にもなっている。

7

(ドメスティック・バイオレンス(DV))

配偶者・パートナーからの暴力を意味します。身体的暴力に限らず、女性の思考や行動を委縮させるような心理的な暴力も含まれます。

8

(セクシュアル・ハラスメント)

相手の意に反する性的な言動などの嫌がらせのことをいいます。

9

(男女共同参画社会)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

10

(性の商品化)

性とりわけ女性の性をその人格から切り離し、「モノ」商品として取り扱うこと。その代表的なものとしては、「ポルノグラフィ」や「売春婦」などがあり、また、美しさを競う「ミス・コンテスト」なども、女性の「美」だけを価値基準にしているということで批判の対象になっています。

(参加と参画)

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考え方を出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいいます。

2 子ども

(1) 現状と課題

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されており、1989年(平成元年)の国連総会において「子どもの権利条約」が採択されたのを受けて、1994年(平成6年)にこれを批准しました。

しかし、近年、少子化や核家族化、情報化が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭では親などによる児童虐待が増加し、学校では校内暴力やいじめ、不登校などが大きな問題となっています。また、社会においては児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの人権や健康・福祉を害する犯罪が多発しています。

このような状況を踏まえ、1999年(平成11年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年(平成12年)に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されるなど、個別立法による対応も進められています。

子どもの権利を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

2009年(平成21年)4月現在の本市の18歳未満の子どもの数は、12,266人で、人口比率は、19.0%です。

本市においては、2002年(平成14年)に、「日向市児童育成計画(キッズ スマイル プラン)」(2002～2006年度)を策定しました。その後、2005年(平成17年)には、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「みんなで支え 育て育ちあうまち ひゅうが」を基本理念に、「日向市次世代育成支援行動計画」(2005～2014年)を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりを計画的に進めています。

今後とも、子どもの人権尊重及び保護に向け以下の取り組みを推進します。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

子どもが個人として尊重されるような社会の実現をめざし、あらゆる機会に、「子どもの権利条約」等、子どもの人権についての意識向上に向けた教育・啓発活動に努めます。

子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児児童生徒に倫理観や規範意識など豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進に努めます。

また、家庭教育学級等で家庭教育に関する親の学習機会の一層の充実を図り、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの学習と実践活動の推進に努めます。

児童虐待への対応の充実

児童虐待防止に関する広報・啓発に努めるとともに、「日向市要保護児童対策地域協議会」を中心に関係機関との連携の強化を図り、虐待の早期発見及び適切な対応に努めます。

いじめ、不登校への対応の充実

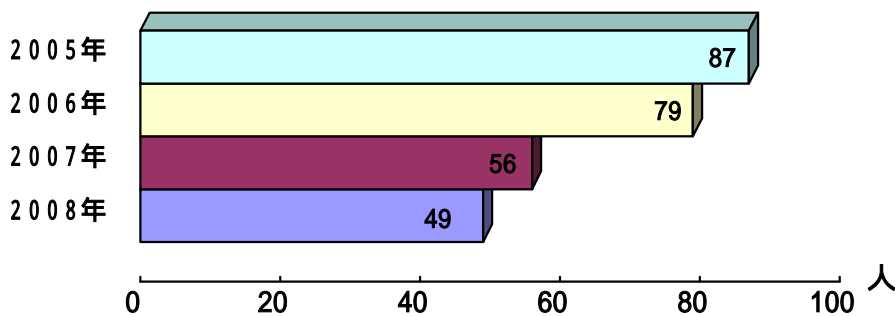
いじめ防止や不登校への理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域が連携して、啓発活動に取り組むとともに、学校、教育委員会、病院等関係機関、地域が協力して、支援体制の整備を図ります。

相談体制の充実

子育ての悩み、子どもの発達に関する悩み、児童虐待、いじめ・不登校など様々な問題を解決するため、市が行う各種相談(家庭児童相談、発達障がいの相談、教育相談、学校での相談活動等)において、相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、児童相談所、地方法務局など関係相談機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

(資料:日向市こども課)

宮崎県における児童虐待相談の処理件数(日向市分)



日向市家庭児童相談室における相談内容別件数

(単位:人)

	性格生活習慣等	知能言語	学校生活等			非行	家族関係虐待その他	環境福祉	障がい	その他	合計
			人間関係	不登校	その他						
2005年度	7	13	6	10	2	1	40		6	2	87
2006年度	3	5	5	11		3	33		1	18	79
2007年度	3	3		3		1	30				40
2008年度		1		6		3	39				49

3 高齢者

(1) 現状と課題

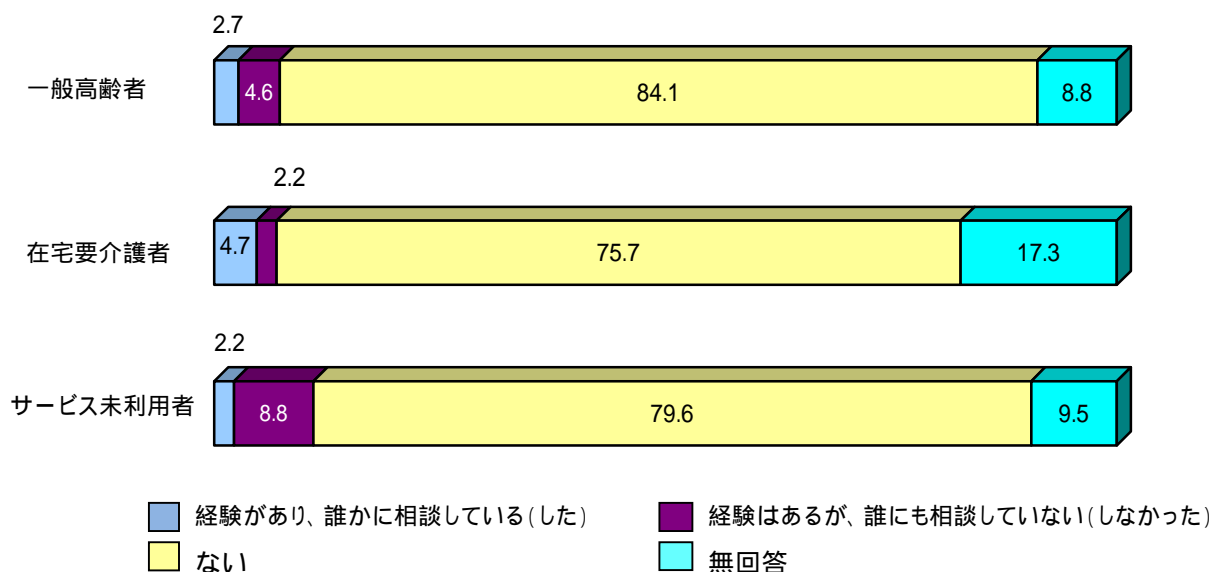
我が国は、平均寿命の延びや出生率低下により、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいます。このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

国においては、1995年(平成7年)12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、これに基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会に向けた施策を推進してきました。要介護高齢者の増加と家族の介護負担の増加が予想されたことから、介護を社会全体で支えていくため、2000年(平成12年)に「介護保険制度」が実施され、高齢者を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

本市においては、2009年(平成21年)4月1日現在で、65歳以上の方が15,157人で、高齢化率が23.5%となり、「超高齢社会」を迎えています。2000年(平成12年)に「日向市高齢者保健福祉計画 日向市介護保険事業計画」(2000～2004年度)を策定し、各種の高齢者施策を積極的に推進してきました。その後、それまでの各種事業の実績と評価を踏まえて見直しを行い、第4期計画を2009年(平成21年)3月に策定し、高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳をもって暮らせる社会の実現をめざしています。今後とも、高齢者の人権尊重に向け以下の取り組みを推進します。

虐待を受けた経験の有無（％）

調査結果（調査期間：2007年11月～12月 資料：日向市高齢者あんしん課）
 全体の約1割の方が虐待の経験があるという調査結果となっています。



調査対象者

一般高齢者 要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人から無作為に抽出（有効回収数1,000人）

在宅要介護者 65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定を受け、在宅サービスを利用している人から無作為に抽出（有効回収数404人）

サービス未利用者 65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定を受け、在宅サービスを利用していない人から無作為に抽出（有効回収数137人）

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現をめざし、人権問題講演会や地域での人権出前講座等の開催等により人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

生活・社会環境づくりの推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安心して快適な生活を送ることができるよう、建築物や道路などのバリアフリー¹¹に対応した社会環境づくりやぷらっとバスの運行のほか、低床・ノンステップバスの導入など交通環境づくりを推進します。

社会参加の促進

高齢者用定期券購入の補助など交通手段対策の実施、高齢者クラブ活動など自主的活動の支援、公民館における自主学習グループ等の多様な学習機会の提供、地域文化祭等のイベントの開催、人材活用などにより、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

雇用・就業の促進

高齢者の就業促進のための雇用相談を実施するとともに、(社)日向市シルバー人材センターの活用を図り就業機会の確保に努めます。また、高齢者の雇用を促進するための広報・啓発や、雇用促進制度の周知に努めます。

高齢者の権利擁護の推進

認知症等要介護高齢者に対する理解を深め、お互いが支えあうまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症等要介護高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。

さらに、「日向市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会」を中心に、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止、高齢者の尊厳を保持し権利利益の擁護に向けた取り組みを強化していきます。

また、企業等事業者に対しても、介護に携わる家族への理解・協力を求めています。

相談体制の充実

高齢者のための福祉相談の周知、充実に努めるほか、高齢者の人権問題の解決を図るため、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者の利用しやすい相談体制の充実に努めます。

用語の解説

11

(バリアフリー)

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしていました。今日では、物理的な障壁のみならず、制度、文化・情報、意識等生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

4 障がい者

(1) 現状と課題

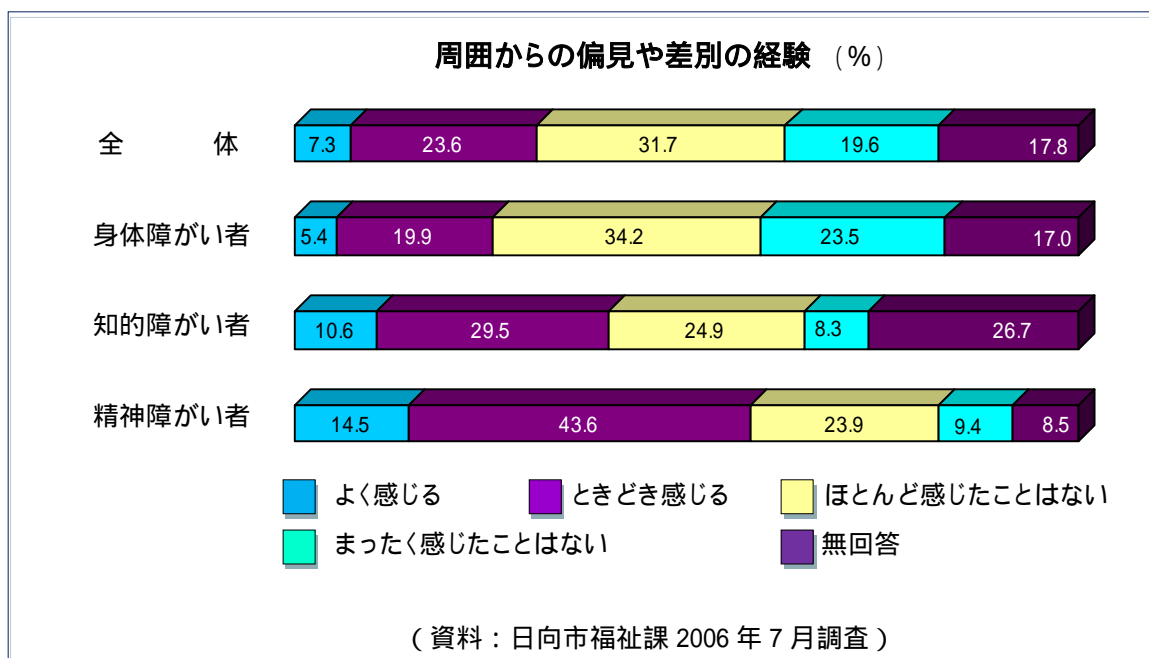
国においては、2002年(平成14年)12月に「障害者基本計画」(2003～2012年度)及び「新障害者プラン」(2003～2007年度)を策定し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図っています。また、2004年(平成16年)6月に「障害者基本法の一部を改正する法律」、2005年(平成17年)4月に「発達障害者支援法」が施行され障がい者施策の推進が図られています。

本市においても、1997年(平成9年)に「日向市障害者プラン」(1997～2006年度)を策定し、福祉サービスの充実や地域の拠点施設の整備を図るとともに、公共施設のバリアフリー化の推進などの施策を進めています。また、2003年(平成15年)には、障がい者をめぐる施策の大きな変化に対応し、「日向市新障害者プラン」(2003～2012年度)を策定しました。

2009年(平成21年)4月現在の本市の障がい者数は、それぞれの手帳所持者数で、身体障がい者3,604人、知的障がい者592人、精神障がい者258人で、合計で4,454人です。

障がい者を取巻く社会環境としては、障がいの発生原因や症状への理解不足からくる障がい者への偏見や差別意識、物理的・制度的なバリアフリーの未整備などによって、障がい者が不利益を被ったり、各種行事への参加が消極的になることがあり、障がい者の自立や社会参加を妨げる要因となっています。

障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現をめざして、「¹²ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がい者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進が求められています。こうした動向等を踏まえ、以下の取り組みを推進します。



(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

市民の障がい者に対する偏見や差別意識の解消及び、共生社会の理念の普及を図るため、「障がい者の日」、「障がい者週間」や「日向市ふれあいフェスタ」の開催等、あらゆる機会を通して、広報、啓発活動に努めます。

障がい者に対する知識不足や誤解から生じる偏見など、正しい理解が未だに浸透していない状況があり、講演会や研修会等、あらゆる機会での啓発に努めます。

社会のユニバーサルデザイン化の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化や人々の様々な特性や違いを超えて、はじめからすべての人が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインしていこうとする「ユニバーサルデザイン」¹³の考え方の普及を促進します。

社会参加の推進

障がいの状況に対応した情報の提供やコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加を促し、地域活動等への積極的な参加の推進に努めます。

また、平成 22 年度に障がい者センターを、交通の利便性の良い日向市駅周辺地域へ移転建設し、市民と障がい者が自由に交流できる拠点施設となるように努めます。

雇用、就労の促進

障がい者にとって職業的自立を図ることは、単に収入を得て経済的に自立するだけでなく、働くことの喜びや生きがいを見出すことによって、社会の一員としての自覚を持つと同時に、本来の社会参加の達成を意味します。

事業者に対し、県障害雇用促進協会や公共職業安定所と連携を図りながら、障がい者雇用促進のための啓発活動に努めるとともに、障がい者雇用向上促進のための指導や各種助成金の周知徹底等、障がい者雇用促進に努めます。

また、障がい者の就労相談の充実、公共職業安定所との連携を図りながら、雇用機会の確保と拡大に努めます。

障がい者の権利擁護の推進

障がい者の財産権や人権などの権利擁護を推進するため、判断能力が不十分で障がいの程度により、福祉サービスや日常的な金銭管理ができない人のための福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの周知と利用の促進に努めます。

相談体制の充実

障がい者のための福祉相談の周知充実に努めるほか、障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

用語の解説

12

(ノーマライゼーション)

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えた、共生の社会こそノーマルであるとする考え方をいいます。

13

(ユニバーサルデザイン)

年齢や障がいの有無などの区別なく、だれもが使えるように配慮されたデザインまたは広く社会システムのことをいいます。

5 同和問題

(1) 現状と課題

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された同和対策事業特別措置法やその後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

その後、2002年(平成14年)3月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了しましたが、依然として差別に起因する教育や就労、結婚等の様々な問題が残っています。国の特別対策が終了するにあたり、地域改善対策協議会の意見具申が出されていますが、その中で一般対策移行後は従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据えながら、主体的に取り組んでいくことが求められています。

本市においても、1977年(昭和52年)から、同和対策事業特別措置法に基づき、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業振興の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては一定の改善、向上がなされてきましたが、差別意識の解消については、いまだ十分とは言えない状況であり、現在でも結婚や落書等における差別事象が見られます。また、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める、えせ同和行為の撲滅も課題としてあります。

本市は、1983年(昭和58年)及び1999年(平成11年)に、人権・同和問題に関する市民アンケート調査を行っていますが、今回あらためて調査を行いました。これらのアンケート調査によれば、同和問題は多くの市民の協力によって解決の方向へ向かって進んでいますが、同和地区に対する誤った偏見は、いまだに解消されていないのが実情です。

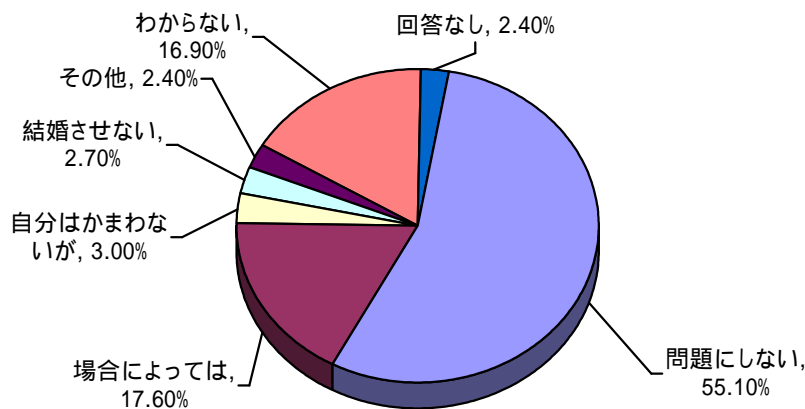
例えば、結婚に対する態度では自分の子どもの結婚相手が同和地区出身であるかどうかを「問題にしない」は、前回の47.5%から7.6ポイント上昇して今回は55.1%になっています。しかし、「問題にしない」として無条件に肯定する層は過半数を上回る程度に留まっています。

また、残念ながら本市でも差別事象が相次いで発生しており、このようなことから同和問題の解決は、依然として本市の重要な課題といわざるを得ません。同和問題の解決に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、以下の取り組みを積極的に推進します。

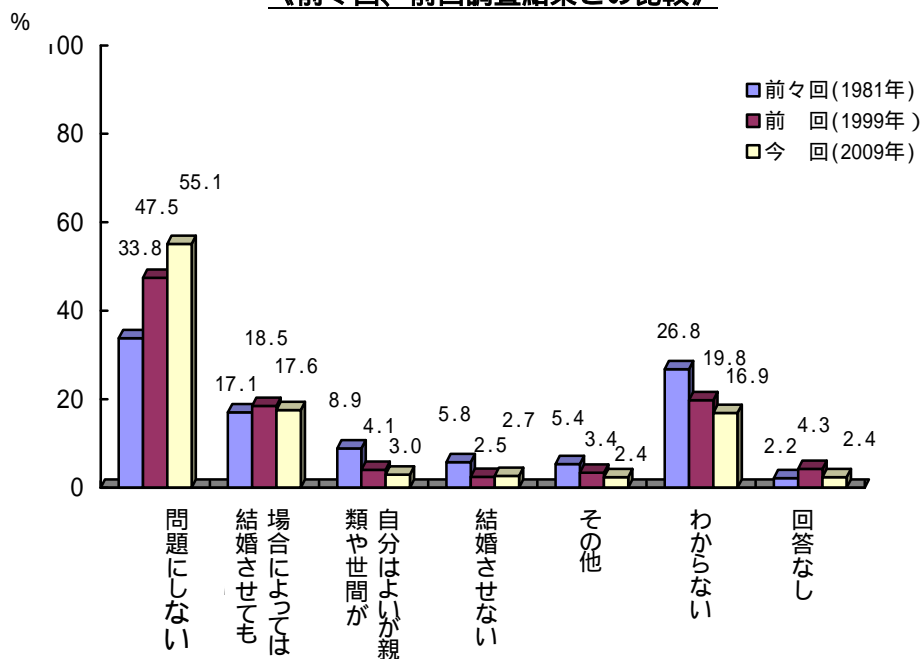
2009年度「人権・同和問題に関するアンケート調査」結果にみる市民の意識

問. あなたは、次の場合どうされますか。

(かりに、あなたのお子さんが結婚するとき、相手が同和地区出身であるかどうかをmondauにしますか)



《前々回、前回調査結果との比較》



子どもの結婚では、「問題にしない」と答えた人が55.1%で前回に比べ7.6ポイント前々回に比べ21.3ポイント高くなっているものの「場合によっては」「自分はいか親類や世間の手前」「どうしても結婚させない」を合わせると、23.3%の人が差別意識を持っている。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、「日向市人権・同和問題啓発推進協議会」や関係機関等と連携し、差別意識の解消に向けた教育、啓発活動を推進します。

就労・住居、教育の充実等の推進

同和問題が今日の現代社会においても、いまだに重大な社会問題として残っているのは、同和地区住民に就職の機会均等と教育を受ける権利が完全に保障されてこなかったことに大きな理由があります。

これまでも、就労・住居の安定、教育の充実等について取り組んできましたが、なかなか解決に結びつかない厳しい現状があり、引き続き教育集会所事業を推進するとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら改善に努めます。

えせ同和行為の排除

¹⁴ えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関等と連携し、啓発・排除に努めます。

公正な採用選考

就労に関する差別をなくすために、公共職業安定所等の関係機関と連携し、雇用主に対して、人権に配慮し応募者の適性や能力によって、採否を決める公正な採用選考が行われるよう啓発活動を推進します。

身元調査お断り運動の推進

差別につながる身元調査をなくしていくために、「身元調査お断り運動」ステッカーの貼付推進に積極的に取り組みます。

用語の解説

14

(えせ同和行為)

「同和問題はこわい問題である。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に対する「ゆすり」「たかり」等の行為をいいます。

6 外国人

(1) 現状と課題

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、言語、習慣、文化等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しており、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別やアパート等住居に係る差別的取扱い等の問題が生じています。

これらの偏見や差別意識は、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられますが、いまだ十分なものとはいえない状況にあります。

近年の急速なグローバル化の進展は、あらゆる分野で地域社会に大きな影響を与え、国際社会の構成員として地域社会が果たす役割は益々重要になっています。

本市の外国人登録者数は、2009年(平成21年)4月現在で、190人で、その国籍は17カ国に及んでおり、その約85%が、韓国・朝鮮、中国、及びフィリピンなどのアジア諸国の人々です。このほか、外国貿易港としての細島港を有しているため、諸外国船の入港も多く、年間7,000人を超える外国船員が寄港しています。

今後とも、市民や各種団体等と連携を図りながら、国際化時代に対応した交流を促進するとともに、国際化の潮流に即した多様な事業を総合的、多角的に展開することが求められています。このような動向等を踏まえ、以下の取り組みを推進します。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

小学校から外国語に親しむ活動や国際交流員等との交流活動や青少年の海外派遣など、国際理解教育の推進を図ります。また、外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるために、国際交流・協力団体等と連携し、教育・啓発活動の推進に努めます。

国際交流の促進

友好都市中国い坊市との交流をはじめ、国際交流市民グループ「すくらんぶる」等の民間団体と連携、協力し、市民の国際交流・国際理解の機会の増大に努めます。

外国人にやさしいまちづくりの推進

2009年(平成21年)9月、日向高校外国語科の生徒が、英語版「市民生活便利帳」を作成、市に寄贈があり、市では外国人登録世帯へ配布しました。

今後とも、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、在住外国人に対する確かな生活情報の提供など、行政サービスの向上に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

HIV感染症、ハンセン病のほか、C型肝炎などについては、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していないために、感染症患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

1999年(平成11年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文では、「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(エイズ)等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受けとめ、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とされています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻であり、このため世界保健機関(WHO)は、1988年(昭和63年)に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する蔓延防止と啓発活動を実施しています。

このHIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたりすることが可能になってきています。

一方、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、従来、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

また、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、患者や元患者に対するホテルの宿泊拒否や嫌がらせなどの問題が起きています。

このような状況を踏まえ、いたずらに恐れたり、避けたり、あらぬ噂をたてるなどによる人権侵害のないよう、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めます。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

患者やその家族に対する差別や偏見をなくすため、ポスター、パンフレット等の配布や講演会等の開催など、関係機関との連携を図り、感染症等への正しい知識を深めるための、教育・啓発活動を推進します。

学校教育においても病気に対する正しい知識を身につけるため、保健指導等の充実や教職員の人権意識の高揚に努めます。

社会参加支援の推進

患者や元患者、その家族が安心して自立した生活ができるよう、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図り、自立と社会参加への支援に努めます。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者などに対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的負担、近隣の噂話や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材報道など私生活の平穩の侵害等の問題がおきています。

この対策として、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定や刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正など一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、2004年(平成16年)には、犯罪被害者等の権利や利益を保護する「犯罪被害者等基本法」が制定されました。2005年(平成17年)12月には、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、刑事裁判への被害者参加制度が確立されました。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。また、マスメディアに対しても自主的な取り組みが図られるよう理解を求めていきます。

相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、(社)宮崎犯罪被害者センターや警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

9 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対し、偏見や差別により、就職などの社会復帰が妨げられている現状があります。日向地区保護司会など関係機関において、更生のための様々な活動がなされていますが、家庭・地域・職域などまわりの人々の理解と支援が必要であり、市民の理解と協力を得るために啓発活動をさらに行う必要があります。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

あらゆる場を通じての人権教育・啓発を推進し、刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、刑を終えて更生しようとする人を受け入れる社会環境を育む必要があります。そのためには、“社会を明るくする運動”宮崎県推進委員会(日向地区保護司会、更生保護女性会、¹⁵BBSなどの関係機関)との連携を図り、相談や支援に努めるとともに、偏見や差別意識解消のための啓発活動を推進します。

用語の解説

15

(保護司)

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた民間人で、犯罪を犯した者の更生や社会復帰を助けたり、犯罪の予防を図るための啓発活動等を行っています。

16

(BBS)

Big Brothers and Sisters Movement の略で、非行少年あるいは非行のおそれのある少年の良い友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける友達活動を行うとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざして、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動をいいます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

心の性と身体の性との食い違いに悩む人々(性同一性障がい者)や同性愛の人々など、性的少数者に対する様々な課題があります。

同性愛者に対する差別的取り扱いについては、現在では、世界各国において禁止法が制定されるなど、不当であるという認識が広がっていますが、未だ偏見や差別を受けています。

また、性同一性障がい者に対する周囲の無理解などが社会生活を制限したりしています。このため、2004年(平成16年)に、「性同一性害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、戸籍上の性別を変更できることになりました。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を「異常」とみなし、その人間性を否定することにもなりかねません。性の多様性を認め合うことがすべての人々の人権を守るために大切です。

(2) 施策の方向性

教育・啓発活動の推進

性的少数者の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。このため、研修会やイベント等機会を捉えた各種の教育・啓発活動の推進を図ります。

11 その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、北朝鮮当局によって拉致された被害者やアイヌの人々の人権、ホームレス等路上生活者の人権、難病患者の人権、インターネットによる人権侵害、年間3万人を超える自殺者の問題や冤罪の問題など、様々な人権問題があります。

このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し、それらに関する知識や理解を深めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

第6章 方針の推進

1 方針の見直し

この方針は、2019年度(平成31年度)を目標年次とし、国・県の動向や本方針の進捗状況を常に把握しながら、適宜、市民アンケート調査を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

2 推進体制の整備

- (1) 人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「日向市人権教育・啓発推進本部」のもと、関係機関、団体との緊密な連絡調整を行います。
- (2) 方針の総合的かつ効果的な推進を図るため、「日向市人権教育・啓発推進本部」に幹事会を設置し、実施計画の進捗状況を常に把握しつつ、関係部局相互の緊密な連携のもとに全庁的な取り組みを推進します。